

平成26年 4月23日

医療機関各位

一般社団法人 姫路市医師会  
会長 空地 顕一

## 診療報酬改定に伴う検査料率について

### 1 はじめに

姫路市医師会検査センター（以下「センター」という。）は、会員のための共同利用施設として精度管理をはじめ、迅速な結果報告、緊急検査体制の整備と充実並びに付加価値のある検査情報の提供等に努めてまいりました。おかげさまで、多くの会員にご利用いただいております。

### 2 検査に関する改定の概要

平成26年4月1日施行の診療報酬改定においては、2025年にむけての医療提供体制の再構築と地域包括ケアシステムの構築、入院・外来医療を含めた機能分化・強化と連携、在宅医療の充実などが盛り込まれ、消費税増税分を含め全体改定率では0.1%のUPとなりました。しかし、薬価改定においては0.58%、材料価格では0.05%の値下げとなり、今後の検査センター経営にとっては厳しい改定と受けとめています。

### 3 対応

本年4月に2回の委員会を開催し慎重に協議した結果、当センターはこの度の診療報酬改定による検査料率は据え置くこと致しました。検査料率は次のとおりです。

検査区分	尿・糞便	血液学	生化学Ⅰ	生化学Ⅱ	免疫	微生物	病理(組織・細胞診)	
料率	改定前(%)	56	55	56	70	70	84	61
	改定後(%)	56	55	56	70	70	84	61

※料率とは、保険点数に対し検査センターが会員等に請求する割合(%)を示す。

また、センター利用月額に応じた割引率も次のとおり継続して適用します。

- (1) 10万円以上20万円未満 2%割引
- (2) 20万円以上50万円未満 4%割引
- (3) 50万円以上 6%割引

### 4 適用

平成26年4月1日

### 5 おわりに

センターは、会員の共同利用施設として更なる経営努力に邁進するとともに、現行の料率をたとえ僅かでも下げられるよう鋭意努力する所存です。会員の先生方には、引き続きたくさんのご依頼をいただきますようお願いいたします。